

学校いじめ防止基本方針

平成26年4月1日

（令和8年8月7日改訂）

茅ヶ崎市立鶴嶺小学校

1 法律上のいじめの定義

「いじめ防止対策推進法」第2条第1項で次のように定められています。

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

『法律上のいじめの定義を簡単に表現すると、

された側が少しでも痛い・不快と感じたら「法律上のいじめ」

ということになります。

この「法律上のいじめ」の特徴は、次の2点です。

- ① 痛い・不快などについて、どの程度感じたかは全く関係ない
- ② 訴える側に落ち度があるかは全く関係ない

つまり、子ども同士のちょっとした口論や悪口、一見些細に思うトラブルであっても、訴える側が痛い・不快と受け止めていれば、全て「法律上のいじめ」になります。（茅ヶ崎市教育委員会・茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会「もし、子どもがいじめられたら／いじめたら【詳細版】」より）

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

（1）いじめ防止に関する基本的な姿勢

近年のいじめは、従来に比べ特に陰湿になっていること、一方で遊び半分のものが多くみられることなども指摘されており、問題が顕在化しにくく、その分事態が深刻化しやすいといわれています。

いじめは、どの年齢の児童にも起こり得ることです。また、「被害者」「加害者」だけでなく「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の児童にも注意を払わなければなりません。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、ほかの児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策をおこないます。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、児童が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティづくりに努めます。

(2) いじめの禁止

本校児童は、いじめを行ってははいけません。

(3) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

3 いじめ防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組み

- ・ いじめの未然防止に向けては、家庭や学校において、子どもの発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせ、“命を尊ぶところ”や“他者を思いやる気持ち”を育むことに努めます。
- ・ いじめの背景にある、子どもたちが抱えている学業や家庭環境、人間関係等にまつわるストレス等の要因に着目し、その改善を図るとともにストレスに適切に対処できる力を様々な場面で育むことに努めます。
- ・ 子どもたち一人一人が、好ましい人間関係を築けるように、コミュニケーション能力等の育成に努めるとともに、青少年を取りまく情報環境が急激に変化する中で、情報社会の一員としての自覚を持って、適切に行動する態度を身に付けることができるように、情報モラル教育の一層の充実に取り組みます。
- ・ 子どもたちが、自分の存在が認められていること、必要とされていることを意識できるように、家庭や地域において、家族や大人たちとのふれあう機会を充実させる一方、大人たちは子どもたちの育ちに関心を持つように図ります。
- ・ いじめ防止の取り組みを学校評価に位置づけ目標達成状況を評価する。
- ・ いじめ防止に関する実践的な教職員研修を実施する。

(2) いじめの早期発見のための取組み

- ・ 教員が日頃から、子どもたちの表情や態度のわずかな変化を見逃さず、適切な対応ができるように教員の資質や能力の向上を図ります。
- ・ ふざけあいのように見える行為であっても、一方の子どもが傷つきながらもそれに耐え、笑顔を見せていることもあることから、法律上のいじめに該当するかの判断においては、けんかは基本的に法律上のいじめに該当するという認識の下、先入観を持たずに各々の子どもの受け止めに丁寧に確認することに努めます。
- ・ 定期的に行うアンケート調査等によって、常に子どもたちの状況を把握するとともに、子どもたちが困った時に相談しやすい仕組みや環境、雰囲気づくりに努めるとともに、相談に真摯に対応することに努めます。

- ・ いじめは、学校に限らず様々な場所・場面で起こることを踏まえ、地域、家庭をはじめ地域市民全体に対していじめに関する啓発を行い、大人たち全員が子どもたちを見守り、育てる意識を持つように働き日頃からスクールカウンセラー、心の教育相談員等に学校の様子を把握してもらうとともに定期的に助言をもらい、校内環境の改善に努める。

(3) いじめへの早期対応・早期解決

- ・ 教職員はいじめを把握した場合の動きについて判断を迷ったり、抱え込んだりすることがないように、いじめを把握したあとは、チームで対応するのが基本であること、またその具体的な動き方を全職員に周知します。
- ・ いじめを受けている疑いがある場合は、基本方針に定めたいじめの防止等の対策のための組織において、いじめの事実の有無の確認を行うとともに、支援・指導を行います。いじめがあることが確認された場合は、いじめを受けた児童を最後まで守り通すという認識のもと、すぐにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保します。
- ・ 暴力を伴ういじめについては、いじめを受けている児童の心身及び財産等の被害を避けることから、また、インターネットを通じて行われるいじめについては、いじめに関する情報が短期間で拡散する特性があることから、特に、迅速に対応します。
- ・ 市教育委員会への連絡・相談や事案に応じて、関係機関との連携を取ります。

(4) いじめの解消

- ・ いじめを行った児童に対しては、いじめは決して許されない行為であることを適切かつ毅然と指導するとともに、いじめの行為に至った背景を把握し、当該児童及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、落ち着いた学校生活を営ませるための助言や支援を行います。

(5) 家庭との連携

- ・ 子どもたち一人一人に発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせ、“いのちを尊ぶところ”や“他者を思いやる気持ち”を育むためには、学校での教育活動だけでなく、家庭での取り組みも図ります。
- ・ いじめ事案の対応にあたっては、いじめを受けた児童といじめを行った児童、双方の保護者を支援し、家庭との連携の下に、問題をよりよく解決します。
- ・ いじめを行った児童に対しては、毅然とした姿勢で指導を行うとともに、家庭と連携して一人一人が抱える要因や背景を的確に把握して、適切な助言や支援を行います。

(6) 地域との連携

- ・ いじめを未然に防止して行く上では、日頃から、子どもたちが様々な機会を通じて多様な価値観を持つ大人たちと接する中で、学校以外の人間関係を形成し、大人たちか

ら存在を認められるよう取組みます。

- ・学校関係者が保護者や学校評議員、地域の関係団体等と連携して、地域社会全体で子どもたちを守り、健やかな成長を促す体制を構築します。

(7) 関係機関等との連携

- ・いじめを受けた子どもや、いじめを行った子どもが立ち直っていくために、医療や福祉などの専門機関及び地域の青少年育成団体等の協力を得ます。
- ・教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、県総合教育センターや市青少年教育相談室など、学校以外の相談窓口についても児童保護者へ適切に周知したりするなど、関係機関と連携します。
- ・いじめを行った児童に対して必要な教育上の指導及び対応を行っているにもかかわらず、その指導・対応により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関）との適切な連携が必要です。特に、犯罪につながるおそれのあるいじめについては、警察と連携して対処します。

4 組織としての取り組みの検証

学校現場における、いじめの未然防止や早期発見に向けた取り組みを推進し、発生したいじめ事案に的確に対処するための組織として、「いじめ対策組織」を設置します。

(1) 「いじめ対策組織」の構成

管理職、総括教諭、児童指導担当教員、学年代表、養護教諭

- * 検討事項に応じて、心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者等、構成メンバーを柔軟に検討し、校長が任命する。
- * 重大事態の調査を実施する場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者を加えることとする。

(2) 組織の役割

- ・いじめ防止基本方針の策定や見直し・年間計画作成及び進行管理
- ・教職員間におけるいじめの対する認識の統一
- ・実践的な教職員の研修等の実施
- ・いじめの起きにくい・いじめを許さない環境づくり

5 いじめ事案発生時の対処

(1) いじめ対応の開始

教職員は、次の場合、ただちに法律上のいじめ事案発生の疑いをもって対応を開始します。

- ①児童が他の児童に傷つけられている場面を見かけたとき
- ②児童から、「児童Aが児童Bにいやなことをされている」「児童Aが泣いている」「ケンカしている」等、報告を受けたとき
- ③児童の様子から「何か、他の児童からされたことで傷ついている（法律上のいじめ被害を受けている）のではないか」と疑いを持ったとき
- ④児童やその保護者から、他の児童の言動により、傷ついた旨の訴え（法律上のいじめ被害の訴え）や相談があったとき
- ⑤教育委員会や各関係機関・団体から、児童からの法律上のいじめの訴えや法律上のいじめに係る相談があった旨の連絡を受けたとき

（２）対応メンバー

- ・（１）①、②の場合などは、緊急対応として、対応できる教職員が、加害行為をやめさせ、当事者から個別に話を聞き、事実確認をするとともに、再発防止にむけた指導を行う。その結果は当該学年に共有し、確認漏れや対応漏れがないかの確認を受けるとともに、その後の対応は学年で行う
- ・（２）③、④、⑤など事前に学年で検討してから聞き取りなどを開始できる場合は、必ず学年チームでどのように対応を進めるか確認し、役割を決め、対応を始める。なお、相談時点、あるいは対応開始後、事案が複雑な場合等、学年チームのみでの対応が難しい場合は、管理職に報告・相談し、メンバーの拡充をする。
- ・管理職は、事案に応じて、学年以外の職員をメンバーに加えたり、市教育委員会に専門職の協力を依頼したりするなどして、早期かつ実効的な対応ができるよう努めます。

（３）事実確認以外の対応

- ・事実確認と並行して、いじめを訴えた児童及び通報した関係者の保護・支援を開始します。
- ・事実確認後は、その内容を踏まえた指導・支援を実施します。
- ・個別の対応経過・結果は月例報告の際に集約し、管理職などに共有します。

５ 重大事態への対処

（１）重大事態の判断

「いじめ防止対策推進法」第２８条第１項の中で、重大事態は次のように定められています。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※相当期間の欠席とは、年間30日間を目安とする。但し、欠席の経過や状況から判

(2) 重大事態調査の開始

学校は、重大事態が発生した場合は直ちに市教育委員会にその旨を報告し、指示を仰ぐ。市教育委員会が学校主体調査をすると判断した場合は、学校は、「学校いじめ重大事態調査会（※名前適当につけています。好きに変えてください）」を発足し調査を行う。

調査メンバーの選定にあたっては、事案の内容に応じて、茅ヶ崎市教育委員会とも協議の上、専門職等を入れることも視野に校長が任命する。

(3) 重大事態の情報提供

いじめの事実関係を明確にするための調査を行ったときは、いじめを受けた児童とその保護者に対し、経過報告を含め適時、適切に情報提供を行う。

(4) 重大事態発生への報告

重大事態が発生した場合、調査結果を、市教育委員会を通じて市長に報告する。

(5) 重大事態への対応強化

重大事態については、国の示した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に従って、適切に対応する。

いじめ事案に対する対応の流れ（R8年度 改訂版）

